

# ○山形県特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月10日山形県条例66号）

---

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議させるため、山形県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織する。

2 委員は、県内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。